

南 高 田 地 区  
地区計画届出の手引き

筑 前 町

## 南高田地区地区計画の区域内における建築等の届出について

### 1 届出の手續

南高田地区地区計画の区域内で建築等の行為を行うときは、工事着手前に町に届け出なければなりません。

#### (1) 届出期間

工事着手の30日前までに届け出なければなりません。なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手續きを行ってください。

#### (2) 届出場所

筑前町役場本庁舎1階 都市計画課都市計画係（ : 0946-42-6641 ）

### 2 届出が必要な行為と添付図書

届出書2部（正・副各1部）提出してください。また、次の図面を添付してください。図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合していることが分かるようにしてください。

届出が必要な行為	添付図書(*1)
土地の区画形質の変更	現況平面図：当該行為を行う土地の区域内及び当該区域内周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1/1000以上) 計画平面図：設計図(縮尺1/100以上)
建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途変更 (*2)	配置図：敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上) 平面図：各階平面図(縮尺1/50以上) 立面図：2面以上で、かつ、色彩表示すること(縮尺1/50以上)
建築物等の形態または意匠の変更	配置図：敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上) 立面図：2面以上で、かつ、色彩表示すること(縮尺1/50以上)

#### 備考

- \*1 代理者による届出の場合は、委任状(様式任意)も添付してください。
- \*2 建築確認を伴わない増改築等も含まれます。例)10㎡以内の増改築や小さなプレハブの物置など。

【南高田地区地区整備計画（低層住宅地区）】

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法別表第二（い）に該当する建築物のうち、次の各号に掲げるもの以外は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅</p> <p>(2)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(3)前二号の建築物に付属するもの</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>【屋根の材料】</p> <p>屋根材は、次の各号に掲げるものは使用してはならない。</p> <p>(1)本葺形瓦、J形瓦（和形瓦）などの和瓦（洋風調に使用する場合を除く。）</p> <p>(2)F形（平板瓦）、S形、スパニッシュ形、波形瓦などの洋瓦等で和風調に使用するいぶし、銀鱗、黒系統の瓦</p> <p>【建築物の外壁等の色調】</p> <p>道路に面する建築物の外壁、屋根等は、できる限り原色を避け、周辺環境に調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>【建築物の敷地の地盤面の高さ】</p> <p>建築物の敷地の地盤面の高さは、敷地と接する前面道路の道路境界線部分の最高高さから20cm以下とする。</p> <p>【門柱（幅5m以内の袖壁含む。）】</p> <p>門柱は、デザインコンクリート・レンガ積及びレンガ調のタイル張りとし、周囲の環境と調和のとれたものとする。</p>
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して設置する建築物に付属する門又は塀の構造は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)塀は、生垣、フェンス又は鉄柵等透視可能なものとする。ただし、門柱（幅5m以内の袖壁含む。）及び土留壁については、この限りではない。</p> <p>(2)塀（門柱を含む。）の高さは1.5m以下とする。</p> <p>(3)門状の工作物（つる性の植物を絡ませるため格子状に組んだ柵を含む。）の高さは2.5m以下とする。</p>